

建築士法第22条の3の3の規定による事項

1.

建築士事務所の名称	
建築士事務所の区別	(一級 ・ 二級 ・ 木造) 建築士事務所
建築士事務所の所在地	
開設者氏名(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)	
対象となる建築物の概要	委託業務仕様書のとおり

2.

委託業務の種類と内容	委託業務仕様書のとおり
実施方法等	委託業務仕様書のとおり
委託業務実施期間	委託業務仕様書のとおり

3.

作成する設計図書の種類	委託業務特記仕様書のとおり
-------------	---------------

※設計委託契約の場合。

4.

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	委託業務仕様書のとおり
-------------------------------------	-------------

※工事監理委託契約の場合。

5.

設計(工事監理)業務に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】: 一級 建築士	【登録番号】 第 号
【氏名】:	
【資格】: 建築士	【登録番号】 第 号
(建築設備の設計に関し意見を聞く者)	
【氏名】:	
【資格】: 建築士	【登録番号】 第 号
	設備士

*元請けの建築士事務所に所属する建築士等(記名・押印を行う者)について記載する。

*設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士または設備設計一級建築士である場合にはその氏名及び資格についても記載する。

6.

設計又は工事監理の一部の委託先(協力建築士事務所)		
再委託する業務の内容	委託先の建築士事務所の名称及び所在地	開設者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏名)

7.

報酬の額	円(税込み)
支払の時期	委託契約書の規定による

8.

契約の解除に関する事項	委託契約書の規定による
-------------	-------------